

2026年4月1日
北越物流株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立でき、全員が働きやすい環境整備を行うとともに、すべての従業員がその能力を十分に発揮できる職場体制を構築するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内 容

(1) 目標1：男性の育休取得率を30%以上とする

〈対策〉○令和8年 4月～ 従業員のニーズの把握、検討開始

○令和8年10月～ 管理職研修及び社内報などによる従業員への周知

(2) 目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

〈対策〉○令和8年 4月～ 育児・介護休業法の周知方法の検討

○令和8年10月～ 周知方法の検討、社内報などによる従業員への周知

(3) 目標3：時間外・休日労働の月平均を10%削減する

〈対策〉○令和8年 4月～ 従業員の所定外労働の削減の検討開始

○令和8年10月～ 周知方法の検討、社内報などによる従業員への周知

(4) 目標4：地域において子どもの健全な育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

〈対策〉○令和8年 4月～ 従業員のニーズの把握、検討開始

○令和8年10月～ 周知方法の検討、社内報などによる従業員への周知

以 上